

# 島根県ドクターへリ運航要領

平成23年3月24日

(最終改正 令和元年6月21日)

事業主体 島根県健康福祉部医療政策課  
〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

事業実施主体 島根県立中央病院  
〒693-8555 島根県出雲市姫原四丁目1番地1

## 目 次

1	目的	1
2	定義	1
3	消防機関及び病院等の相互協力	1
4	運航範囲	1
5	救急現場への運航	
(1)	要請	1
ア	要請者	
イ	要請判定基準	
ウ	要請の連絡方法	
エ	要請のキャンセル	
(2)	出動	2
ア	出動の判断	
イ	離着陸場所	
ウ	搭乗医療スタッフ	
(3)	患者の搬送	3
ア	搬送受入病院	
イ	搬送受入病院の決定	
ウ	搬送受入病院への連絡	
エ	搬送受入病院管轄消防機関への連絡	
オ	付添い者の搭乗	
カ	搬送の方法	
6	転院搬送の運航	
(1)	要請	4
ア	要請者	
イ	要請判定基準	
ウ	要請の連絡方法	
(2)	出動	4
ア	出動の判断	
イ	離着陸場所	
ウ	搭乗医療スタッフ	
(3)	患者の転院搬送	5
ア	搬送受入病院への連絡	
イ	搬送受入病院の管轄消防機関への連絡	
ウ	付添い者の搭乗	
7	災害時の運用	
(1)	島根県内での災害の場合	5
ア	通常運航の停止	
イ	基地病院の判断による緊急対応	

ウ 災害時の指揮	
エ 災害時の業務	
(2) 他都道府県での災害の場合	6
ア 派遣の決定	
イ 派遣先での指揮	
ウ 派遣時の業務	
8 運航時間等	6
9 気象条件等による飛行の判断	6
10 常備搭載医療機器	6
11 空床の確保	6
12 費用の負担	7
13 基地病院の体制	7
14 地域との連携及び協力体制	7
15 搬送受入病院の体制	7
16 県防災ヘリコプターとの連携	7
17 陸路搬送の選択	7
18 ドクターへリ運航調整委員会の設置	8
19 ドクターへリの運航時に生じた問題の対処	8
20 ドクターへリの運航時に発生した事故等の補償	8
21 インシデント・アクシデント情報の報告	8
22 インシデント・アクシデント情報の収集分析及び管理	8
添付資料	
別紙1 消防機関一覧	10
別紙2 ドクターへリ要請基準	11
別紙3 搬送受入病院一覧	14
別紙4 ドクターへリ運航時間表	15
別紙5 ドクターへりと県防災ヘリコプターの役割分担・連携	17
別紙6 島根県ドクターへリ運航調整委員会設置要綱	18

(別添) ※以下添付省略

- 参考資料1 救急医療対策事業実施要綱
- 参考資料2 消防庁「救急ヘリコプターの出動基準ガイドライン」に基づく症例等一覧
- 参考資料3 高速道路におけるヘリコプターの離着陸に関する検討について